

一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟 国際交流への支援要領

1. 目的

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟（以下「日本連盟」という）または、一般社団法人日本ボーイスカウト千葉県連盟（以下「本連盟」という）が行う国際交流に関連する事業及びその付帯事業において、海外スカウト及び指導者などの受入れのための空港、駅への出迎えの諸費用のうち、その一部をその参加者または当該地区に対し、本連盟が支援することを目的とする。

2. 支援の対象

本連盟が日時、場所を指定する空港、駅での送迎及び歓送迎式典参加について、電車、バス等の公共交通機関の往復運賃及び乗用車の利用に伴う有料道路料金、ガソリン代、駐車料金の総額に対し、一部の金額を本連盟から支払う。

- 1) 本連盟スカウト委員会（以下「スカウト委員会」という）の協力要請に応じて当該地区から参加する場合で、乗用車を利用する場合は1台往復分を単位とする
- 2) 本連盟の役務をもって参加する場合で、乗用車を利用する場合は車1台往復分を単位とする。
- 3) 送迎に関して、空港、駅への移動時間を除き、現地用務の拘束時間が8時間を超える場合は、追加支援を検討することができる。
- 4) 上記以外にも、スカウト委員会の裁量により、追加支援を要請することができる。

3. 支援金額

具体的な支援金額は、スカウト委員会で原案をつくり、本連盟理事会の承認を得るものとする。

ただし、日本連盟からの委託を受けた歓送迎式典の主催または、日本連盟との共催を当該地区が行う場合は、原則として日本連盟からの支援金額とする。

4. 決済方法

本要領の対象とする活動終了後に、参加者は要した費用の領収証を添えて、当該地区のスカウト委員長を経由して、本連盟スカウト委員会に報告をする。

その後、本連盟スカウト委員会の決済を受けて、当該地区スカウト委員長へ現金支給し、対象者との精算をする。ただし、公共交通機関及びガソリン代については領収書の添付を必須とはしない。

5. 本要領の改廃

本要領の改廃は、本連盟理事会の決議を経て行う。

附 則

本要領は令和7年4月1日から施行する。